



「令和4年台風第14号による災害に関する特別相談窓口」 の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和4年台風第14号による災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和4年台風第14号による災害に関する特別相談窓口」を、2022年9月20日(火)、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
下関支店	下関市細江町1-1-13	083-223-1151
徳山支店	周南市御幸通1-10	0834-21-4141
高知支店	高知市本町4-2-46	088-822-4481
福岡支店	福岡市中央区天神1-13-21	092-712-6551
北九州支店	北九州市小倉北区米町2-1-2	093-533-9567
久留米支店	久留米市東町42-21	0942-35-3381
佐賀支店	佐賀市駅前中央1-6-23	0952-23-8121
長崎支店	長崎市銅座町2-13	095-823-6241
佐世保支店	佐世保市常盤町4-21	0956-23-8141
熊本支店	熊本市中央区城東町2-23	096-352-6184
大分支店	大分市都町2-1-6	097-534-4157
宮崎支店	宮崎市錦町1-10	0985-24-1711
鹿児島支店	鹿児島市西千石町17-24	099-223-4101

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資金使途	令和4年台風第14号による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。